

條、至明類而爲一、曰郵驛、國朝因之」と、されど站なる語は驛の意味に於て全く其の生命を失ひしには非ず、清朝既に此の如く明代の語を襲用して郵驛と稱すと雖も、然も實用語としては驛站なる言葉ありて、却りて郵驛の語を用ふるもの少きのみならず其の郵の種類中にはまた站なるものも存するなり。即ち「凡置郵、曰驛、曰○站、曰塘、曰臺、曰所、曰鋪、各量其途之衝僻而置焉」（『嘉慶會典』卷三十九）と。されど此の場合に於てはもとより郵驛中の一種類の名として此の語が用ひられたるものにして、決して元代に於けるが如く郵驛の全體を稱するものは非ざるなり、而してさきの驛站と稱する場合に於ては、站なる語は蓋し元代よりの意義を其の儘に有して、驛なる語を重用したるものか、或は驛站は驛傳の化音にすぎざるものなるか、兩者その一に外ならざるべし。

六種の郵驛中に數へらるる站の義は、『會典』に説けるが如く、其の地の衝僻によりて設置せられたる驛の一種類にして、而して此の中の鋪即ち歩遞と異り、驛遞即ち馬遞に屬するものなりとす。而して此の名稱は特に軍事の目的の爲に設けられたる驛遞に對して用ふるものにして、吉林・黒龍江兩省及び、蒙古各部等に於て站と稱するもの即ちこれなり。而して其の目的とする所此の如く軍事の通報にあるを以て、從つて站には常設的のものと、臨時的のものとありて、郵驛の他の種類と少しくその趣を異にするものなりとす。

（同文館版經濟大辭書、大正三年七月）